

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</u> ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
第7条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 ④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第7条（手形、小切手の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> ②前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 ④前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
第8条（手形、小切手用紙等） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条（手形、小切手用紙等） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） ① 手形、小切手を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

「当座勘定規定（一般当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。	第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	第1条（当座勘定への受入れ） ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 ③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。 ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
第7条（小切手、手形の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。 ②前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。 ④当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 本人または代理人が自己の名義で当行所定の払戻請求書に記名して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 ⑤前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。	第7条（小切手、手形の支払等） ①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> ②前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。 ③小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。 ④当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A 本人または代理人が自己の名義で当行所定の払戻請求書に記名して提出する方法。 B 小切手を使用する方法。 ⑤前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金帳とともに提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
第8条（小切手、手形用紙等） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 ③ 前2項以外の小切手または手形については、当行はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 ⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第8条（小切手、手形用紙等） ① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u> ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。 ③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。 ④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。 ⑤ 払戻請求書の交付請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。 ⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 ⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。
第17条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） ① 小切手、手形を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。	第17条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） ① 小切手、手形を振出したまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> ② 前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

「当座勘定規定（個人当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。 ③ 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。	第18条（線引小切手の取扱い） ① 線引小切手が呈示された場合、その裏面に振出名義人の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> ② 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、本人に求償できるものとします。 ③ 代理人が自己の名義で振出したものについても前項と同様当行はその責任を負わず、また、本人に求償できるものとします。

「小切手用法（一般当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	<u>8.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

「小切手用法（個人当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年10月1日以降に振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>
8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	削除

「約束手形用法（一般当座用）、（個人当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】
（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。
8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。	削除
9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	<u>8.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

「為替手形用法（一般当座用）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できる</u> <u>だけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入し てください。
10. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求 してください。	削除
11. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただ し記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	<u>10.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただ し記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

「普通預金規定」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形、小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

「普通預金規定（カード預金）」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
5（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	5（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形、小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （5）証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

「ひろぎん貯蓄預金規定」新旧対照表（2026年10月1日改正）

【別紙】

（改正箇所：下線部）

改正前	改正後
2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	2.（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、支払人または支払場所が他の金融機関である手形、小切手は受け入れません。また、支払人または支払場所が当行である手形、小切手であっても2026年10月1日以降に振り出されたもの、および振出日の記載がないものは受け入れません。</u> (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。